
平成29年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成29年9月22日 (金曜日)

議事日程 (第5号)

平成29年9月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第54号 平成29年度築上町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第2 議案第55号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第56号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第57号 平成29年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 認定第1号 平成28年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成28年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成28年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成28年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第58号 築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第59号 築上町農業振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第60号 築上町農業推進協議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第62号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第63号 町道路線の変更について
- 日程第19 意見書案第3号 民生委員の活動費に関する改善を望む意見書(案)について

(追加分)

日程第20 意見書案第4号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書(案)について

日程第21 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第54号 平成29年度築上町一般会計補正予算(第2号)について

日程第2 議案第55号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第3 議案第56号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第4 議案第57号 平成29年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第5 認定第1号 平成28年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第2号 平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第3号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第4号 平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第5号 平成28年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第6号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第7号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第8号 平成28年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第9号 平成28年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第58号 築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第59号 築上町農業振興基金条例を廃止する条例の制定について

日程第16 議案第60号 築上町農業推進協議会条例を廃止する条例の制定について

日程第17 議案第62号 町道路線の認定について

日程第18 議案第63号 町道路線の変更について

日程第19 意見書案第3号 民生委員の活動費に関する改善を望む意見書(案)について

(追加分)

日程第20 意見書案第4号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書(案)について

日程第21 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 宗 晶子君 | 2番 小林 和政君 |
| 4番 池亀 豊君 | 5番 工藤 久司君 |
| 6番 宮下 久雄君 | 8番 信田 博見君 |
| 9番 田村 兼光君 | 10番 塩田 文男君 |
| 11番 武道 修司君 | 12番 丸山 年弘君 |
| 13番 田原 宗憲君 | 14番 吉元 成一君 |

欠席議員(2名)

| | |
|-----------|-----------|
| 3番 鞘野 希昭君 | 7番 有永 義正君 |
|-----------|-----------|

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | |
|-----------|-------------|
| 局長 木部 英明君 | 総務係長 脇山千賀子君 |
|-----------|-------------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|--------|-----------|--------|
| 町長 | 新川 久三君 | 副町長 | 八野 紘海君 |
| 教育長 | 亀田 俊隆君 | | |
| 会計管理者兼会計課長 | | 永野 賀子君 | |
| 総務課長 | 八野 繁博君 | 財政課長 | 元島 信一君 |
| 企画振興課長 | 江本 俊一君 | 人権課長 | 武道 博君 |
| 税務課長 | 江本昭二郎君 | 住民課長 | 神崎 博子君 |
| 福祉課長 | 椎野 満博君 | 産業課長兼農委局長 | 今富 義昭君 |
| 建設課長 | 神崎 秀一君 | 都市政策課長 | 竹本 信力君 |
| 上水道課長 | 福田 記久君 | 下水道課長 | 西田 哲幸君 |
| 総合管理課長 | 吉留梯一郎君 | 環境課長 | 長部 仁志君 |
| 商工課長 | 野正 修司君 | 学校教育課長 | 鍛冶 孝広君 |
| 生涯学習課長補佐 | 古市 照雄君 | 代表監査委員 | 尾座本雅光君 |

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第54号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第54号平成29年度築上町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） おはようございます。議案第54号平成29年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、国民健康保険特別会計繰出金、築城中学校校舎建設事業等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） おはようございます。本委員会に付託されました議案第54号平成29年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、所管の項目について委員会で慎重に審査した結果、原案どおり可決するものと決定いたしましたので、報告いたします。以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第54号について、採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第55号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第55号平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第55号平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、平成30年度から開始される都道府県広域化に備えての国民健康保険特別会計の赤字補填及び国、県の補助金決定に伴う予算の組み替え等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第55号について、採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第56号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第56号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第56号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、保険料収納繰り越しに伴う福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であり、原案のとおり可決すべきものと決定を

いたしました。

○議長（田村 兼光君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。反対意見のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。
これから議案第56号について、採決を行います。
本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第57号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第57号平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 議案第57号平成29年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案につきまして慎重審査の結果、一般会計補助金並びに一般会計出資金の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。反対意見のある方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。
これから議案第57号について、採決を行います。
本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 認定第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、認定第1号平成28年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算所管分について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第1号平成28年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算所管の項目について、慎重に審査した結果、国保会計への繰り入れ、マイナンバー関連等について反対意見が出ましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第1号平成28年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本委員会に所管分につきまして慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 認定第1号平成28年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

1点目、15款3項1目1節国庫補助金総務費補助金地方創生加速化交付金3,165万円及び10款2項4目13節業務委託料1,159万4,016円及び10款4項4目15節工事請負費文化財保存工事管理費2,192万1,300円について、本補助金は、築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて交付された補助金であり、PDCAサイクルによる計画の進捗管理が重要な要件でございます。そして、その中には議会による効果検証を行うことが明記されています。さらに、本補助金交付申請の際の計画書にも、議会全員協議会での効果検証を行うとも明記されております。その効果検証の重要性については、28年12月議会の一般質問の折、担当課長にお伝えし、江本企画振興課長から、本総合計画に関して計画策定段階や検証段階で議会と連携推進すると御答弁いただきました。にもかかわらず、平成28年度事業が本決算認定に至るまで1度も議会による効果検証が行われなかったことは、議会軽視も甚だしく、憤りを感じます。

さらに、補助金交付を受けるために議会を利用したのではないかという大きな疑念を持っています。

2点目、10款4項4目13節業務委託料1,159万4,016円のうち201万9,600円について、空き家古民家の有効活用の推進、古民家活用計画と明記されているにもかかわらず、内容が歴史文化財の調査のみで、いまだに活用につながっていない。大もとの施策の、誰もが住みよい移住・定住環境の充実の目的にかなっていない点。

3点目、2款1項6目11節総合戦略策定検討委員会委員報酬4万2,000円について、築上町地方創生人口減少対策有識者会議によって行われた検証結果は、実施計画書に、速やかに築上町ホームページで公開すると明記されているにもかかわらず、6カ月たったいまだに公開されていない。

以上3点の理由で、平成28年度築上町一般会計歳入歳出の決算認定について、反対討論とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 誰か反対のある方、おる。（発言する者あり）きょうはいい。していいよ。そのかわり長く言わんで。

○議員（4番 池亀 豊君） 平成28年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

築上町の一般会計は、築上町民の生活に必要な不可欠なものであり、なくてはならないものであり、ほぼ全部に賛成です。しかし、一部に賛成できないものがあります。その1つとして、広域消防に関する決算に反対し、討論とします。

私は、今まで、消防は町民の生活安全を守る大切な予算として賛成してきました。しかし、今回、京築広域圏消防本部不明金問題の民事訴訟の経過説明について納得できないものであり、反対いたします。

6月の私の一般質問で町長は、被害額の全額全てを被告の使い込みということだと答弁されました。その後、新聞報道によりますと、1億1,056万円全額でなく、約6,000万円に変更したとのこと。今議会の行政報告で町長は、経過を説明し、職員への負担の協力要請、職員責任について述べられました。私は、この裁判の中で、使途不明金の問題が明らかになることが大切だと考えます。この協力要請は、使途不明金の問題を曖昧にして協力を求めるものだと考え、賛成できません。

以上、本決算への反対討論といたします。

○議員（14番 吉元 成一君） 賛成討論。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 今、池亀議員から、消防に関する関係の問題点について反対討論がなされました。今議会当初に、一番先に町長のほうから事情の説明がありましたとおり、各市町の首長でつくられている理事会、理事会の中で、本町議会からも過去において何回も消防の問題はどうなっているかという厳しい指摘がありました。それにつきまして、消防委員会として各市町村から出ている消防委員の皆さんが執行部のほうに、こういったことで住民の皆さんに説明ができないということで、何らかの解決方法を考えろということで話をしました。

その中で、理事会としては今言ったような経過の中で、まだ本人との話もあると思います。しかし、今の組合員の中で即行動を起こして、1億何ぼという使い込みを補償せよと言われても、じゃ我々にかわる、また首長にかわる皆さんがその場に立ったときに、そう簡単にできるような問題ではないと思います。しかし、前向きに今取り組んでいます。この場を、当議会の消防委員会としても回収できるような方向、当時の消防長並びに組合長、そういった関係の方々の責任問題までに話が進んで、弁護士などと相談しながら、強制はできないけれど協力依頼しようかと、こういった話でこの問題を一生懸命首長さんたちは汗をかいております。その点を御理解いただいて、皆さんにもう少し推移を見守っていただきたい。

使い込んだ人については、確かに悪いことをしましたけれども、幾分か金は返しています。しかし、差し押さえをするには何にも、財産もなにもありません。今その人からとれる状況じゃないんです。でも、今刑務所に務めています、毎月々5万ずつ入金していただいている。誠意は見られると思います。けど、それではみんなが納得せんから、この後、ほったらかしたら納得しないと思うんですけど、御理解をいただいて、我々議会の代表で広域に出ている議員の努力と、また、首長さんが理事会の努力を今後ずっと見守っていただいて、何年も解決できないんならということになるかもしれませんが、全額、とてもじゃないけど集めてきてとってくれと言うんやったら、どうぞ私かわりますから、かわってやってください。町長もかわると思います。何もしてないわけでもなんでもありません。一生懸命町民のために、御理解をいただくために頑張っているんですから、この案件で反対するんだったら、僕はこの案件では賛成したいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから認定第1号について、採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6. 認定第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、認定第2号平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第2号平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について、慎重に審査した結果、滞納金の徴収実績について反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

次に、これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 住宅新築資金会計歳入歳出決算の認定につきまして、反対討論をいたします。

住宅新築資金貸付金元利収入が前年度674万5,182円から今年度1,145万5,301円、収入が改善したと報告がありました。が、収入未済額4億8,000万余りに比べ、余りに少ない徴収額であり、賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） これは、貸付金であって、このことについて合併して築上町になってから担当課のほうも鋭意努力をしていただいて、ことしは徴収率が幾らかでも上がったと。じゃ、私が行って、ないものを押さえつけて金を出せ、戻せというわけにはいかないわけです。それと同じで、役場の職員も町長も、たった今戻せという話にはならんと思います。不納欠損とかいろいろありますけれども、今のところ、徴収して幾分かたりとも徴収率が上がってきていると。これはもう何年かけでも払わないかんものは、借りたものは払うという気持ちがある以上、一括で払えと言っても生活もかかっているし払えない状況もあると思います。

そういった意味で、やっぱり余り無理な、悪徳金融みたいな、貸付金を取り立てするような形は余りにもよくない。町民に対して、同和対策事業でこういった事情でやってきて、国が認めて

貸し付けたお金、町が代行して貸したわけですが、それを払えない状態、生活困窮者になっている人もいます。その状況によって裁判になったりすることもあると思います。それなりの厳しい状況の中、担当課は一生懸命徴収に汗を流していると思います。じゃ、その担当以外の職員に比べたら、そういうことをすると憎まれるんです。その中でもやっぱり町のために一生懸命頑張っている。その結果、幾分かでも徴収率が上がったということを考えたら、私はこのことについては、決算の認定については賛成したいと思います。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから認定第2号について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7. 認定第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、認定第3号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第3号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について、慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから認定第3号について、採決を行います。

この決算に対し反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8. 認定第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、認定第4号平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算について、委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 認定第4号平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定であります。

本委員会に付託されました本案件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決することと決定いたしましたので、報告します。

○議長（田村 兼光君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから認定第4号について、採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9. 認定第5号

日程第10. 認定第6号

日程第11. 認定第7号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第9、認定第5号平成28年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第7号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第7号まで一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、認定第5号から認定第7号まで、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 認定第5号平成28年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

認定第6号平成28年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、一般会計からの繰り入れについて反対意見がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

一般会計の関係につきましては、一般会計から昨年度は繰入金がないということが主な理由です。

認定第7号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 日程第9、認定第5号平成28年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから認定第5号について、採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10、認定第6号平成28年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 平成28年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、一般会計からの繰り入れがなく、高い国民健康保険税を前提とした決算ですので、反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから認定第6号について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、認定第6号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11、認定第7号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから認定第7号について、採決を行います。

この決算に対し反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第7号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 認定第8号

日程第13. 認定第9号

日程第14. 議案第58号

日程第15. 議案第59号

日程第16. 議案第60号

日程第17. 議案第62号

日程第18. 議案第63号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第12、認定第8号平成28年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、議案第63号町道路線の変更については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号から議案第63号まで一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、認定第8号から議案第63号まで、委員長の報告を求めます。吉元総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） ただいま一括委員長報告ということでしたので、一括して報告させていただきます。

認定第8号から議案第63号まで、総務産業建設常任委員会で慎重審査した結果、全会一致で全て可決しました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第12、認定第8号平成28年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから認定第8号について、採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13、認定第9号平成28年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから認定第9号について、採決を行います。

この決算に対し反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第9号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14、議案第58号築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第58号について、採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第59号築上町農業振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とし

ます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第59号について、採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第60号築上町農業推進協議会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第60号について、採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第62号町道路線の認定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第62号について、採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第63号町道路線の変更についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第63号について、採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 意見書案第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、意見書案第3号民生委員の活動費に関する改善を望む意見書（案）について議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 意見書案第3号民生委員の活動費に関する改善を望む意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、実態を調査する必要があるのではないかということで、継続審査の意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 今の説明で大体わかったんですけども、どういった点を改善するということについて、総務産業建設委員会の付託案件ではありませんから把握できていないんですが、何をどういうふうに改善するかということについてちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（田村 兼光君） 武道厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 意見書案の中身は、民生委員が完全なボランティアということで、無報酬で活動している。ただ、現実には、民生委員の仕事量というのはかなりあって、無報酬というのはかなり厳しいものがあるのではないかと。県、町のほうから事務費関係と若干交通費なり出ているわけなんですけど、国全体として、民生委員の今後活動を補助するというか、そういう観点から必要ではないかという意見書が出ていました。

その内容について、ほかの無報酬のいろんな団体等があるんで、もう少し慎重にしたほうがいいんじゃないかということもありましたが、出た内容について否定するものではないものであったため、可決すべきものということで進めていきました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 今、委員会の中でも、もう少し慎重に審査をすべきじゃないだろうかという意見があったと、私もその人たちと同意見です。

と申しますのも、無報酬ということ承知で引き受けているんですから、彼たち、民生委員をされている方々からの要望はないと思うんですけど、それがあつたらちゃんと我々に説明していただきたい。

普通、常識で考えたら、無報酬でするんじゃ大変なことだと思います。しかし、民生委員という立場で報酬をいただくのはどうだろうかということで決まった内容もあると思いますので、その何で無報酬なのかということも検討すべきだと思いますので、これ私はできれば継続審査がよいんじゃないかと思っておりますので、賛成というわけにはいきません。

○議長（田村 兼光君） 賛成のある方。塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 今回のこの意見書につきましては、築上町、また県、それから社協等から補助が出ております。それで、今回、この意見書というのは、厚生労働省に対して、増額を求めるといふ意見書になっておりますので、これは民生委員の方はもちろんボランティアで、実際に活動すれば手間暇かかることも聞いております。全員がかかるかどうかかわからないですけども、今回は厚生労働省に対して増額という形の意見書になっておりますので、その辺に

については賛成討論にしておきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから意見書案第3号について、採決を行います。

本意見書案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、意見書案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、追加議案です。

日程第20. 意見書案第4号

日程第21. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第20、意見書案第4号道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）について及び日程第21、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。意見書案第4号及び常任委員会の閉会中の継続審査については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第20、意見書案第4号道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。木部議会事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 意見書案第4号道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）について、

上記の意見書案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。平成29年9月22日、提出者、築上町議会総務産業建設常任委員会委員長吉元成一、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 吉元委員長。

○総務産業建設常任委員長（吉元 成一君） 提案理由の説明を申し上げます。

道路整備に必要な予算を確保するための意見書案でありまして、現在におかれましては、道路のかさ上げ等にかかる費用を補助いただいておりますが、この意見書を出さないとそれがカットされる危険性があると。そうすると、また各市町に負担がかさむということで、県のほうからも

頼まれてまして、当然それは議会で決議すべきものだと思います、総務委員会に諮り、本日出したような事態でございます。どうか皆さん、慎重審議の結果、御採択よろしく願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） これ書類の関係の内容でちょっと確認したいんですが、提出者が委員長の吉元成一議員になっています。賛成議員がいないんですが、上に肩書というか常任委員会の名前があるんでいいということですか。どうですか。

○議長（田村 兼光君） 木部事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 提案は個人、議員の提案の場合は賛成者がいる。委員会からも何年の改正かで提出できるということになっているんで、14条3項が、委員会が提出する場合はできるという形になっています。問題ありません。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから意見書案第4号について、採決を行います。

本意見書案に対し反対意見はありません。意見書案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第21、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 今、皆さんの異議なしということで、常任委員会の閉会中の継続審査、委員会を開くことができるということを今確認されましたが、これ特別委員会をしなく

ていいんですか。特別委員会も含めてやるんだったら、それをちゃんと議場で宣言していないと、確認しないと特別委員会は、開けないような状態になるんじゃないですか、規則的に考えると。

○議長（田村 兼光君） 木部事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 事務局木部です。特別委員会については、委員会を立ち上げたときに、閉会中の審査も、ずっと委員会がある間できるということで、議案として決議をもらっております。

○議長（田村 兼光君） いいですか。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、7日から第3回定例会を開会しまして、11日間慎重審議をしていただき、全議案、可決をいただき、また決算においても認定をいただきました。大変ありがとうございました。

政局のほうも非常に混沌としてまいりました。マスコミの報道によれば、28日解散、そして22日が選挙というふうになるのではなかろうかというふうな予測が今されておるところでございますが、何せ28日になればはっきりするという形になろうかと思えます。

そこで、もし総選挙が行われるようになったときには、私どもといたしますか、選挙管理委員会のほうが国の選管から委託を受けて選挙事務を行うようになります。そこで、選管のほうから経費の予算を要求してくると思えます。要求時点で審査をしまして、専決処分という形でいこうかなということ考えておりますので、どうぞよろしく御理解のほどをお願い申し上げたいと思えます。

それと、今お手元に配付をしておりますけど、これはきょうの4時半に防衛省のほうが発表するというふうなことで、中身については御参照していただきながら、そういう形で、我々も一応4時半になってから公表していいというふうな形になっておりますので、お目通しをしていただきながら、米軍が訓練に来るとのことだけ皆さん御承知おきお願い申し上げたいと思えます。

それから、私ごとになりますけれども、選管のほうで次の町長選が来年の1月の23日告示、28日投票となりましたので、私も、後援会のほうでは出馬を宣言させていただいておりましたが、議会の皆さんにはまだそういう旨をお伝えしていなかったということで、最後にこの場におきまして、出馬をさせていただくということをお願いを申したいと、このように考えております。

そういうことで、本議会、どうもありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） これで、平成29年第3回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さま

でした。

午前10時53分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員